

専決処分の報告について

1 事故の発生

平成26年11月3日(月)午前9時45分頃、区直営の清掃車両が環状8号線を北区方面から中山道に向かって走行中に、板橋区小豆沢三丁目9番前の交差点において、相手方車両(軽のワンボックスカー)が右折のため右折車線に停止中であることを視認し、青信号であったためそのまま直進した。交差点通過時に、相手方車両が前方確認を不十分なまま急に右折してきたため、清掃車両の右後方側面に衝突した。清掃車両は右後方側面に擦れ及びスイッチ等が損傷し、相手方車両は右前方のボディの一部がめくれ上がってしまった。双方とも車両の損害のみで、人的損害は無い。(事故現場図と写真は裏面)

2 相手方の住所及び氏名

住 所

氏 名

3 損害賠償額

93,673円 (事故の責任割合 区15% 相手方85%)

相手方の損害額624,488円の15%

4 示談成立日 平成27年4月29日

5 示談の処理

今後、本件に関しては、一切の請求をしない旨の損害賠償に関する示談書を取り交わし示談とした。

6 支 払

賠償額は、全額、「事業用総合自動車保険」(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)から支払われる。区からの直接の支払いはない。

7 事故の原因

相手方の前方不注意による。

8 今後の事故防止策

朝礼、全体説明会、研修会等を通して、交差点通過時の注意事項を再確認し、事故防止・被害軽減策の周知徹底を図る。

9 参 考

双方の損害とも、双方の対物賠償保険金で補償出来ない部分について、双方が加入している任意保険(車両保険・対物保険)で対応し、かつ任意保険内での調整となる。

額の算出根拠と区側物的損害の支払いについて

① 区側物的損害 182,196円

② 相手側物的損害 624,488円

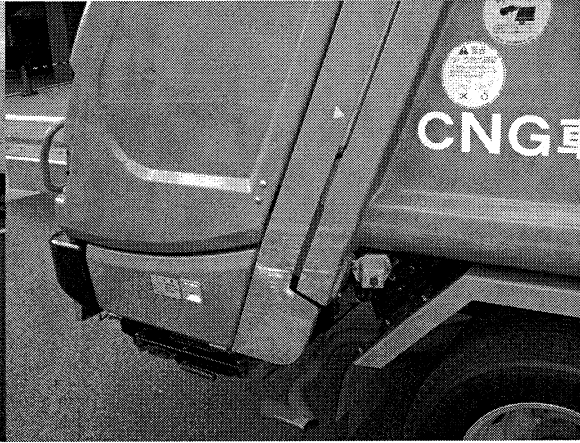
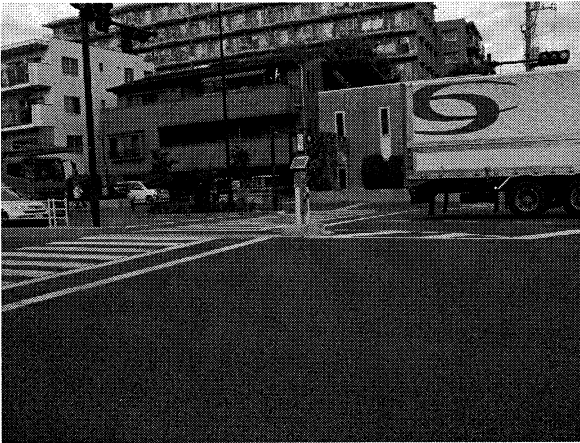
区の対物賠償責任額 93,673円(相手方の損害額の15%) 今回専決処分賠償額

区側物的損害182,196円の内、区の車両保険金額で支払うもの、27,329円、

相手方の対物賠償責任額で支払うもの、154,867円(区側の損害額の85%)

1 事故現場

2 事故車両



3 相手方車両



4 事故発生状況図

